

事業主・労働者の皆さま

育児・介護休業法に関する 特別相談窓口を設置しています

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月より順次施行されています。

10月からは、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が、柔軟な働き方ができるよう、社内制度を設けることが企業に義務化されます。

法改正に係るご相談のほか、「育児休業を取得させてもらえない」などのご相談にも対応いたします。

中小企業事業主の皆さま、また女性労働者に限らず、男性労働者やパート・有期雇用労働者の方もお気軽にご相談ください。

担当部署：滋賀労働局 雇用環境・均等室

相談窓口：滋賀労働総合庁舎 4階

滋賀県大津市打出浜14番15号

077-523-1190（電話相談も可能です）

受付時間：8:30～17:15（12:00～13:00、土日祝・年末年始を除く）

